

未来

郵政産業ユニオン
PIWO

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙「みらい」
NO. 4499
24年11月19日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

物価上昇を超える 最賃・賃金引き上げが必要だ

おはようございます。今週に入り朝の冷え込みが厳しくなってきました。先週土曜日に比べると10℃ほど最低気温が低いです。寒暖の差が大きい時期です。体調管理に気をつけてください。さて今月は日祝日のため、22日が給料支給日です。時給制契約社員では今月の給料から、先月実施された「24年度最低賃金（最賃）改定」が反映されます。今年度の改定で長崎県では55円引き上げられて953円。長崎県での「郵政最賃」は980円（郵政最賃は地域最賃の1円単位を切り上げ、20円をプラスした金額）になりました。昨年度と比べると60円の時給アップです。60円の時給アップは8時間勤務の社員だと約1万円、7時間勤務社員で約9千円の収入増加となります。

昼ご飯を500円とする
と、一か月分の昼ご飯代がプラスされるようなもので大きいです。給与明細で時給が上がっているか確認してください。

一方、厚生労働省が7日に公表した9月の毎月勤労統計（速報）によると、実質賃金は前年比0.1%減と2カ月連続でマイナス。実質賃金は6月に約3年ぶりにプラスとなりましたが、実質賃金がプラスとなったのは6月・7月の2か月だけで、物価の大幅な上昇に賃金が追い付かないマイナス傾向が続いています。

10月18日に総務省が発表した9月の消費者物価指数によれば、20



2020年を100とした2024年9月の消費者物価指数（総合）は前年同月比2.5%上昇し108.9%でした。物価指数が3年半で約9%上昇したことになります。

9パーセントも大きな数字ですが生活の実感ではそんなものではないだろうと思う人が多いと思います。消費者物価指数（総合）は、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健・医療、交通・通信、教育、教養・娯楽、諸雑費のいわゆる「10大費目」の平均です。

日々の暮らしに直結する食料の物価指数はこんなものではありません。食料は全体で11.9%と2000年から約2割上昇。特に生鮮食品は12.5%、6%、穀類は12.5%、6%、野菜・海草12.3%、5%、菓子類12.3%、4%と日々必要な品目は軒並み25%以上の値上がりを示しています。

また国民所得に占める租税負担率と年金・健康保険・介護保険など社会保険料（社会保障負担率）の合計の割合である「国民

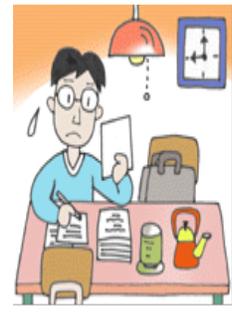
民負担率」も上昇傾向が続いています。財務省は令和6年度の国民負担率は、45.1%。国民負担に財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は、50.9%となる見通しと発表しています。

所得の半分が税金というわけで、国民民主党などが主張している税制改革が先ではないかという議論もありますが、ここには触れず、生活改善のために大幅な賃上げが必要との話に戻ります。

2020年に比べ食料は3年半で19%上昇しています。ではこの間、賃金はいくら上がったか

25春闘では、24春闘の賃上げの流れをさらに大きく、そして全社員へ波及するようにさせなければなりません。

現在、支部では春闘アンケートを取り組んでいます。生活改善要求の基礎資料となるアンケートへの御協力をお願いします。



実質賃金とは、物価上昇率を加味した賃金のこと。物価上昇を加味しないものは名目賃金と言う。賃金が前年から2%上がったとしても、物価が前年から3%上がっていたら、買物できる量は前年より減る。したがって名目賃金は2%上がったとしても、実質賃金の上昇率はマイナスになる。給料が多少上がっても、物価がそれ以上上がっていたら、実質賃金は減少、生活水準は悪化となる。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。 期間雇用社員の希望を全員の正社員化せよ。 せなか、均等待遇、なぐさ差別。 ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！